

鹿沼市「こども医療費助成制度」のご案内

鹿沼市に在住の(住民票がある)高校3年生相当年齢(18歳到達後最初の3月31日)までのお子さまを対象に、病気やケガなどでお医者さんにかかったときの保険診療分の医療費を市が助成する制度です。

※健康保険が適用とならないもの(選定療養費、予防接種、薬の容器代等)や入院時食事療養費本人負担分は助成の対象外です。

※学校等管理下(幼稚園・保育園も含む)のケガなどは、こども医療費ではなくスポーツ振興センターが実施する災害共済給付制度をご利用ください。

→検索

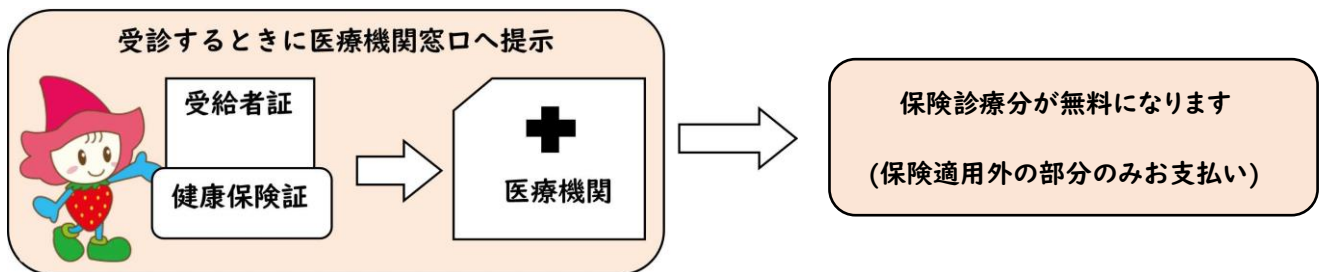
災害共済給付制度 保護者の方へ



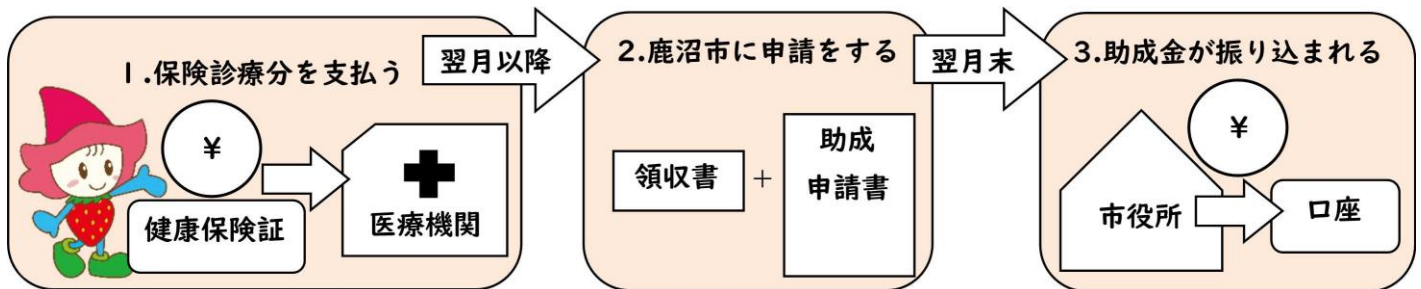
※鹿沼市を転出される方は、転出日以降助成対象外となりますので受給者証を破棄してください。

※受給者証を紛失した場合、再交付が可能です。保護者の方がお子様の健康保険証を持ち、本庁(即日交付)またはコミュニティセンター(郵送)へお越しください。

1 栃木県内の医療機関を受診する場合(現物給付)



2 栃木県外の医療機関を受診する場合や受給者証を忘れてしまった場合(償還払い)



※助成申請書は子育て支援課、各コミュニティセンターに用意してあります(市HPからダウンロードも可)

(1) 申請受付期間

診療の翌月から1年以内(例:4月診療分は、翌月5月から翌年4月まで)

(2) 申請受付窓口

市役所子育て支援課または各地区のコミュニティセンター

※郵送(郵送料は自己負担)の場合は、下記住所宛に送付してください。

【お問い合わせ先】〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市市役所 こども未来部 子育て支援課 こども給付係 TEL:0289-63-2172

3 医療費助成申請時の注意点

- ・領収書原本の返却を希望される方は、原本とコピーの両方をお持ちください。窓口で確認後、原本にスタンプを押してお返しさせていただきます。
- ・一度提出された領収書はお返してできません。
- ・領収書に受診者名や保険診療の記載がない場合、助成申請書下段に医療機関からの保険点数の証明を受けてください。証明手数料がかかる場合もあります(証明手数料は助成対象外です)。
- ・申請書は医療機関(病院・薬局・歯医者・整骨院)ごと・受診者ごとに1枚ずつ記入してください。
- ・領収書はのり付けせず、ホチキス等のはずせるもので添付してください。
- ・高額療養費や附加給付に該当した場合、別途健康保険組合が発行する「支給決定通知」が必要です。
- ・医療費助成を受けたものは、確定申告の際の医療費控除の対象にはなりません。

4 医療費が高額にかかった場合

医療費が高額にかかった場合、健康保険組合から医療費の給付(高額療養費・附加給付)が行われる場合があります。鹿沼市からの助成額は、下図のとおり「高額療養費・附加給付」を除いた金額になるため、該当する場合は「高額療養費・附加給付の支給決定通知と領収書、助成申請書を一緒に提出してください。支給決定通知についてはご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

保険分窓口支払額

— 高額療養費・附加給付

=

鹿沼市からの医療費助成額

5 弱視用のメガネや補装具等を購入した場合

はじめにご加入の健康保険組合にお手続きください。保険適用となった場合、「療養費支給決定通知」が発行されます。この通知と領収書、助成申請書を一緒に提出してください。

6 変更届

受給資格者・住所・氏名・加入保険などに変更があったときは、変更届を提出してください。

- ・提出場所 市役所子育て支援課、各コミュニティセンター
- ・必要なもの お子様の健康保険証(保険変更の場合のみ)

～医療機関の適正受診にご協力お願いいたします～



「休日や夜間の方が都合がつく」等の安易な理由で医療機関を受診する、いわゆるコンビニ受診はお控えください。救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間の急な病気やケガで心配な時は...

とちぎ子ども救急電話相談(局番なし#8000)にご連絡ください。

経験豊富な看護師がお子さんの症状に応じて適切な対処の仕方などをアドバイスします。また、生後1か月～6歳までの小さなお子様がいる家庭は下記のウェブサイトもご覧ください。

こどもの救急(ONLINE-QQ)

